

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2025 年 7 月 28 日(月)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。
- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	運輸交通計画に係る各種調査
対象国及び類似地域	タンザニア及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

タンザニアは、内陸国 6 か国を含む 8 か国と国境を接し、東アフリカ共同体（EAC）および南部アフリカ開発共同体（SADC）の 2 つの地域経済共同体に加盟している。さらに、インド洋に面したダルエスサラーム港と、そこを起点とする中央回廊およびダルエスサラーム回廊といった国際回廊を有し、アフリカ内陸国への玄関口として地理的に重要な位置にある。近年は、ダルエスサラーム～ドドマ間の標準軌鉄道（SGR：Standard Gauge Railway）の運行開始（2024 年）や、港湾・空港の拡張整備など、地域の物流拠点としての機能強化が進められてきた。また、JICA は、2011 年から 2014 年にかけて「全国物流マスタープラン策定プロジェクト」（以下、「前回マスタープラン」という。）を実施し、2030 年を目標年次として港湾、道路、鉄道、航空、パイプライン等を含む計画輸送網の策定を支援した。同プランに基づき多くの短期的事業が実施に移されるなど（2017 年、JICA 事後評価）、同国政府も前回 MP の実施に取り組んできた。

しかしながら、国道の舗装率は 31%と依然低い水準にとどまり（TANROADS、2021）、そのうち 11%は状態が悪い。ダルエスサラーム港では、船舶の平均沖待ち時間が 5.6 日（中央回廊運輸交通調整機関、2022）に及び、タンザニア鉄道公社の中央鉄道ではインフラの老朽化や施設の不足により効率が著しく低下している。また、タンザニア国の運輸交通セクターは、公共事業省、大統領府地方自治庁、エネルギー省そして運輸省の計 4 省庁にまたがっており、輸送モードを横断する調整メカニズムが存在しない。そのため、鉄道・道路・港湾など輸送手段毎に異なる行政機関が個別に計画・開発を行っているため、輸送モード間の連携が弱い。こうした運輸インフラの未整備や行政間の調整不足等により、タンザニアの地理的優位性は十分に活かされておらず、輸入品価格に占める輸送コストが 35～45%に達すると同国は分析されている。このような問題意識から、同国が策定中の長期国家計画「タンザニア開発ビジョン 2050」では「繁栄した、公正で包摂的、自立した国家」という国家ビジョン達成に向けた推進要素の一つとして「統合されたロジスティクス（Integrated Logistics）」を位置づけており、人・モノ・サービスが調和的かつ効率的に移動可能な運輸交通システムが国家ビジョンの達成の鍵とされている。

さらに、前回マスタープラン策定後 10 年以上が経過したが、ダルエスサラーム市からドドマ市への政府機能移転（2020 年 6 月に移転完了）や SGR の運用開始や拡張計画、ドドマにおける国際空港が建設されるなど、同国の空間構造

に大きく変化も生じている。

本事業はこうした背景を受けて、前回マスタープラン改訂に係る支援が同国政府より要請された。策定にあたっては、長期国家計画を実現させるためのマスタープランという位置づけの下、同国および地域全体の産業振興と経済発展に寄与するマスタープランを目指す。さらに行政機関だけでなく民間企業も策定プロセスに巻き込むことで、民間企業の投資を呼び込み、より地域経済の発展に寄与する計画とする。また、本事業は長距離トラック輸送から鉄道輸送へのモーダルシフトなど効率的な輸送システムの確立により CO2 排出量削減に貢献できる観点から、温室効果ガスを 2030 年までに BAU (Business as Usual : 追加的な対策を講じなかった場合の GHG 排出量のこと) 比で 30~35%削減するという同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献 (NDC)」における目標と矛盾しないものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、開発調査型技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、本業務で対象とするタンザニアにはザンジバルを含む。運輸交通には人流・物流を含む。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 準備業務 (2025 年 8 月中旬~2025 年 9 月中旬)

- ① 要請背景・内容を要請書、関連報告書等から把握する。
- ② 担当分野に係る関連既存資料・情報をレビューする。
- ③ 担当分野に係る調査重点項目の整理、調査工程、調査手法を検討し、タンザニア側関係機関に対する説明資料 (案) を作成する。
- ④ 担当分野にかかる対処方針 (案) を検討する。
- ⑤ 担当分野について、現地で収集すべき情報を検討し、必要に応じて関係機関に対する質問票 (英文) を作成する。作成した質問票 (案) は、現地派遣前に JICA に提出する。
- ⑥ 各運輸交通インフラに関する現状課題分析や需要予測、将来計画策定、計画を促進する制度面改善等、運輸交通計画に関するプロジェクトの活動 (本格調査項目) 案の検討で JICA を支援する。
- ⑦ 担当分野に関して、JICA がタンザニア政府と締結する M/M (Minutes of

Meetings) 案、R/D (Record of Discussion) 案の作成を支援する。

⑧ 調査団内の打合せや対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務 (2025 年 9 月中旬～2025 年 10 月中旬)

① JICA タンザニア事務所との打合せに参加し、担当調査事項について説明する。

② タンザニア側等の関係機関等との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。

③ 事前に送付した質問票への回答や上記②を通じ、担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握・分析する。具体的には以下のとおり。

ア) 本土の公共事業省、大統領府地方自治庁、エネルギー省、運輸省、エネルギー省やザンジバルのインフラ通信運輸省の他、担当分野に関連する各組織の所掌業務、組織体制、予算、権限、課題等の現状

イ) 各運輸交通計画の整合性や各行政機関同士の調整現状

ウ) 運輸交通に関する開発計画 (上位計画) や制度、法令等

エ) タンザニアにおける各運輸交通インフラ (道路、港湾、インランドコンテナデポ、鉄道、空港、パイプライン、国境施設等) の整備・運用状況、交通量・輸送量、将来計画、需要予測の有無、課題、輸送上のボトルネック等

オ) タンザニア周辺国との物流や貿易に関する相互関係状況

カ) タンザニア周辺国の主要回廊の整備状況 (既存資料からの情報収集)

キ) 東アフリカ共同体や南部アフリカ開発共同体、アフリカ連合開発庁、中央回廊輸送促進機関 (Central Corridor Transit Transport Facilitation Agency) 等の組織概要や広域運輸交通計画

ク) タンザニア政府のマスタープラン承認プロセス。ザンジバル独自のマスタープラン承認プロセスの有無

ケ) 他ドナー・援助機関の運輸交通開発に関連する支援状況

コ) 開発調査型技術協力本格調査において、交通量調査に関する現地再委託が想定される業務内容、および現地再委託を請け負うことが可能な組織、業務実施単価に関する情報収集

- ④ タンザニアにおいて輸送コストが高い主な原因を検討する。
- ⑤ プロジェクトの活動に係る協議に参加し、タンザニア側からの意見について、運輸交通計画の観点からコメントし、JICA を支援する。
- ⑥ JICA と先方機関との協議に同席し、担当分野について本格調査項目案、R/D 案を含む M/M 案の作成に協力する。また、プロジェクトの協力計画案、期間、実施体制などについて、担当分野に関する提言を取りまとめる。また、R/D 案を含む M/M 案についての実施機関への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 現地調査結果について、担当分野にかかる要旨を JICA タンザニア事務所に報告する。
- ⑧ 担当分野に係る収集資料リストを作成し、収集資料リストの取りまとめ作業に協力する。

(3) 整理業務 (2025 年 10 月中旬～2025 年 11 月上旬)

- ① 担当分野に関して事業事前評価表 (案) 作成に協力する。
- ② 報告会等に出席し、JICA が行う報告を担当分野の点で支援する。
- ③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書

2025 年 11 月 7 日 (金) までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) (和文) を添付し、電子データをもって提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版 (以下同じ) の「XI. 業務実施契約 (単独型)」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

留意点は以下のとおりです。

・航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2025年9月20日～10月12日を予定しています。

JICAの調査団員は本業務従事者と同時若しくは数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画1（JICA）

ウ) 協力企画2（JICA）

エ) 運輸交通計画（本コンサルタント）

オ) 地域開発（JICAが別途契約するコンサルタント）

カ) 環境社会配慮／気候変動対策／ジェンダー（JICAが別途契約するコンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICAタンザニア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳備上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：JICAがアレンジします。なお、JICA団員到着

前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤部運輸交通グループ第一チームから配付しますので、imgtr@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
 - ・タンザニア全国総合運輸マスタープラン改訂プロジェクト要請書（写）
 - ・タンザニア政府Transport Sector Investment Programmes (TSIP) Phase 1、2、3
- ② 本業務に関する以下の資料が、ウェブサイトで公開されています。
 - ・「タンザニア国全国物流マスタープラン調査」
https://openjicareport.jica.go.jp/700/700_416.html

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA タンザニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報

相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上